

## 必要書類その2・・・年度年齢16歳以上の添付書類

注)

- ①申請時又は認定された日以降の年間収入見込みが130万円（\*）以上の場合は、扶養に入ることができません。  
 また、130万円（\*）未満であっても、生計維持の状況などにより扶養を認められないことがあります。  
 \* 60歳以上又は障害のある方は130万円→180万円と置き換え
- ②下記の書類だけでは判断がつかない場合、追加書類をお願いすることがあります。

現在の状況	「必要書類その1」に追加して添付 (右の書類一覧参照)
学生である	収入なし→①② 収入あり→①・⑥又は⑦
収入がない又は2年以上前に退職し無職である	② 病気療養中→②④ 年金受給者→②③
仕事をしている	⑥又は⑦
2年以内に退職した	失業保険の受給を放棄する→⑧又は⑨又は⑩ 失業保険の受給を延長する→⑨ 失業保険の受給資格がない→⑪ ※公務員の方など、お勤め先で雇用保険に加入していない場合
注) 失業保険の待期期間中・給付制限期間中・受給中は、原則として健康保険の扶養に入ることができません。 ただし、「失業給付基本手当日額」が3,611円以下の場合に限り、失業保険を受給し、かつ扶養に入ることができます。	
失業給付の受給が終了した	受給終了後、無職である→⑨ ※⑨は「支給終了」の印字が入ったもの（コピー可）  受給終了後、仕事をする又はしている→⑥又は⑦・⑨ ※⑨は「支給終了」の印字が入ったもの（コピー可）
自営業・農業・不動産・株等の収入がある	⑤

書類一覧 (全て、直近の状況が確認 できるものを添付すること)
①『在学証明書』又は『学生証』の写し
②『課税・非課税証明書』 ※「非課税であることを証明する」等の文言のみでは ないもの ※収入のない場合には「0円」や「以下余白」等記 載があるもの
③『各種年金・恩金証書』及び 『改定通知書』又は『支払通知書』の写し
④『障害者手帳』の写し
⑤『確定申告書』と『収支内訳書』の写し
⑥『給与明細』3か月分の写し ※「該当年月」「金額」「氏名」「会社名」の記載があるもの
⑦『年収見込額の分かる証明書』の写し
⑧『離職票1・2』の写し
⑨『雇用保険受給資格者証』の写し
⑩『雇用保険被保険者資格喪失確認通知書』の写し
⑪『退職年月日の確認できる書類』の写し